条　約

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定をここに公布する。

御　名　御　璽

国事行為臨時代行名

令和五年六月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

条約第二号

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定

日本国政府及びアメリカ合衆国政府（以下個別に「当事国政府」といい、「両当事国政府」と総称する。）は、

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における相互の利益を認識し、

平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における両当事国政府間の協力を推進することが望ましいことを考慮し、

宇宙航空研究開発機構（以下「ＪＡＸＡ」という。）とアメリカ合衆国の航空宇宙局（以下「ＮＡＳＡ」という。）及び海洋大気局（以下「ＮＯＡＡ」という。）との間の長期間の成功裡（り）の協力に留意し、

千九百六十七年十月十日に効力を生じた月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（以下「宇宙条約」という。）を考慮し、

千九百六十八年十二月三日に効力を生じた宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定を考慮し、

千九百七十二年九月一日に効力を生じた宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約（以下「責任条約」という。）を考慮し、

千九百七十六年九月十五日に効力を生じた宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約（以下「登録条約」という。）を考慮し、

千九百九十五年四月二十四日にワシントンで作成された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定及び同日付けの代位請求に関する両当事国政府間の交換公文並びに二千年十二月八日にワシントンで作成された平和的目的のための宇宙の探査及び利用における協力のための損害賠償責任に係る相互放棄に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定に関する合意された議事録を想起し、

千九百九十八年一月二十九日にワシントンで作成された民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定（以下「宇宙基地協力協定」という。）を想起し、

千九百九十八年二月二十四日にワシントンで作成された民生用国際宇宙基地のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の了解覚書を想起し、

二千二十年十月十三日に特に日本国政府及びアメリカ合衆国政府によって署名されたアルテミス合意：平和的目的のための月、火星、彗星（すい）及び小惑星の民生探査及び利用における協力のための原則を考慮し、

二千二十年十二月三十一日に効力を生じた民生用月周回有人拠点のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国航空宇宙局との間の了解覚書を想起し、

両当事国政府の実施機関間の協力を円滑にするための包括的な法的枠組みを設けることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　活動の範囲

Ａ　平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における共同活動は、両当事国政府の合意により及びこの平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定（以下「枠組協定」という。）に従って、次の分野において行う。

1　宇宙科学（月に関する科学を含む。）
2　地球科学
3　宇宙での運用及び探査（月での運用及び探査を含む。）
4　航空科学及び航空技術
5　宇宙技術
6　宇宙輸送
7　安全及びミッションの保証
8　両当事国政府が決定するその他の関連分野

Ｂ　共同活動には、次の協力の形態を含めることができる。

1　宇宙機及び宇宙研究プラットフォームの利用
2　宇宙機及び宇宙研究プラットフォームに搭載された科学的な機器の利用
3　有人宇宙飛行の運用
4　観測ロケット及び大気球の利用
5　航空機の利用
6　追跡及びデータの取得のための地上のアンテナの利用
7　地上の宇宙研究設備の利用
8　一般的な又は特定の分野に関する科学者、技術者その他の専門家の交流
9　科学的なデータの交換
10　宇宙教育
11　公衆に対する広報活動
12　両当事国政府が決定するその他の協力の形態